

## 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が，異議申立ての対象となった行政文書を不開示とした決定については，別表に掲げる部分を不開示としたことは妥当であるが，その余の部分は開示すべきである。

## 第 2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は，平成 24 年 8 月 15 日，広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により，実施機関に対し，次の内容の行政文書の開示を請求した。

- （1）平成〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償請求住民訴訟事件（以下「本件訴訟」という。）における〇〇法律事務所との委任契約書（以下「本件請求 1」という。）
- （2）上記〇〇法律事務所への報酬支払の経過が分かるもの（以下「本件請求 2」という。）
- （3）上記〇〇法律事務所との契約に至る経過が分かるもの（以下「本件請求 3」という。）
- （4）上記事件に関わる〇〇法律事務所と広島県の打合せ経過が分かるもの（以下「本件請求 4」という。）

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は，本件請求 1 に対応する行政文書として，本件訴訟に関する訴訟代理委任契約書（以下「本件対象文書 1」という。）を，本件請求 2 及び本件請求 3 に対応する行政文書として，上記訴訟代理委任契約の締結及び経費の支出について伺う起案文書一式（以下「本件対象文書 2」という。）を，本件請求 4 に対応する行政文書として，本件訴訟に係る弁護士との打合せ記録等（以下「本件対象文書 3」という。）をそれぞれ特定し，本件対象文書 1 ないし本件対象文書 3（以下，これらを「本件対象文書」という。）が，条例第 10 条第 2 号（個人情報），同条第 3 号（事業活動情報）及び同条第 6 号（行政執行情報）に該当するとして，不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い，平成 24 年 8 月 29 日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は，本件処分を不服として，平成 24 年 9 月 19 日付けで，行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により，実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し，開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本事案は、住民訴訟案件であり個人の利益を求めた訴訟案件ではない。広島県が損害賠償を行うことで利益を損ねるわけではなく、むしろ利益を得る立場にある。被告、原告の立場にあっても、利害が対立している案件ではない。
- (2) 対象文書の中に個人情報が含まれているのであれば、その部分を不開示にし、そのほかは開示すべきである。
- (3) 弁護士報酬は、広島県の報酬支出であり公正で適正妥当な金額であって、個別に恣意的に決定されているわけではない。神戸市、香川県などでは弁護士報酬の公開がされているが、広島県知事の言うような弊害は全く発生していない。
- (4) 通常、弁護士報酬を決める場合は経済的利益の額によって決める。この度の訴訟で県の支出が不当と判断された場合1億円を超える額となり、成功報酬が法外な金額になるおそれがある。そのため、どのような形で契約を締結しているのか納税者として非常に気になる。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭による意見陳述で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件対象文書について

本件処分の対象とした行政文書は、本件訴訟に関して、当機関が争訟事務を遂行するに当たって作成した、訴訟代理人と締結した訴訟代理委任契約書及びその関係書類、本件訴訟についての打合せ記録等である。

##### 2 不開示決定の理由等

- (1) 条例第10条第6号に定める不開示情報の該当性

本件対象文書は、訴訟代理人への委任内容、県の本件訴訟に対する評価・方針、原告の主張に対する県の意見・対応等、本件訴訟に係る被告（県）の関係文書であり、これらの情報を公にした場合には、対立利害関係者が存在するという争訟の性質から、適正な事務の遂行に重大な支障が生じることが想定され、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

また、本件対象文書1及び本件対象文書2には、本件訴訟における訴訟代理人弁護士との間の報酬額を含む訴訟代理委任契約の内容に関する情報が含まれている。これらの情報を公にした場合には、県が当該弁護士をどのように評価したのか明らかになり、当該弁護士、あるいは県から他の争訟事務等を受任している他の弁護士から、自己の弁護活動が正当に評価されていないとして、県に対して不信感を抱かせる可能性がある。そうなれば、争訟事務を依頼する場合に、弁護士の理解・協力を得ることが困難となり、その結果として、現在の争訟事務及び将来の同種の争訟事務の公正又は円滑な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、本件対象文書は、条例第10条第6号に定める不開示情報に該当する。

(2) 条例第 10 条第 2 号に定める不開示情報の該当性

本件対象文書 2 には、訴訟代理人弁護士の略歴（氏名、生年月日、本籍、住所、学歴、職歴、賞罰等）が含まれており、これは条例第 10 条第 2 号に定める不開示情報に該当する。

(3) 条例第 10 条第 3 号に定める不開示情報の該当性

本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 には、本件訴訟における訴訟代理人弁護士との間の報酬額を含む訴訟代理委任契約の内容に関する情報が含まれている。

従前、弁護士報酬については、日本弁護士連合会と各地区弁護士会が基準を定めていたが、平成 16 年 4 月 1 日以降、これらの報酬基準は廃止され、個々の弁護士が依頼主との協議により自由に報酬額を決めることできるようになったことから、弁護士報酬の額は、競業している弁護士相互間において、また、各弁護士が依頼を受けることがある第三者との関係において重要な情報となった。

この情報を公にした場合には、当該弁護士が当該事件等及び依頼者をどのように評価したのか、また、県が当該弁護士をどのように評価したのか明らかとなり、これを知った他の依頼者が自己の報酬額と異なることなどを理由に当該弁護士との信頼関係を損ねることや、第三者が県の支払った報酬額をもって、当該弁護士の能力や活動状況を判断する可能性があるなど、当該弁護士の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

よって、本件対象文書 1 及び 2 は、条例第 10 条第 3 号に定める不開示情報に該当する。

## 第 5 審査会の判断

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、県が被告となった本件訴訟において、実施機関が争訟事務を遂行するために作成した文書で、本件対象文書 1、本件対象文書 2 及び本件対象文書 3 で構成されている。

本件対象文書 1 は、県側の訴訟代理人である弁護士と締結した訴訟代理委任契約書で、当該弁護士に委任した内容等が記載されている。

本件対象文書 2 は、上記訴訟代理委任契約の締結及び経費の支出について伺う県の起案文書一式で、起案文、伺い文、訴訟代理委任契約書（案）、予算経理状況、略歴等から構成されている。

本件対象文書 3 は、当該弁護士との打合せ記録及び打合せの際に使用した資料で構成されており、原告の主張に対する県の意見・対応等が記載されている。

実施機関は、本件対象文書を条例第 10 条第 6 号に、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 の中の訴訟代理委任契約の内容に関する情報を条例第 10 条第 3 号に、本件対象文書 2 の中の弁護士の略歴に関する情報を条例第 10 条第 2 号に該当し不開示としているため、以下、これらの不開示情報該当性について判断する。

### 2 条例第 10 条第 6 号（行政執行情報）該当性について

(1) 条例第 10 条第 6 号の趣旨等

条例第 10 条第 6 号は、県の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保

する観点から、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

同号では、公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとしてイからホまでの類型が例示されており、このうちロには、「契約、入札、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」が掲げられている。

同号ロにおいて、争訟に係る事務に関する情報を不開示とすることができることとされているのは、県の機関等が一方の当事者となる争訟においては、県の機関等は相手方と対等な立場でこれらを遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要があるからである。争訟上一方の当事者として、県の機関等がどのような主張、立証をし、どのような証拠を提出していくのか、あるいは相手方の主張、立証に対してどのような反論をしていくのかといった対処方針が事前に公にされると、争訟における主張・立証あるいは反論の手段が制約され、争訟事務の遂行に支障が生ずることとなる。同号ロは、こうしたいわゆる「手の内」情報について不開示しないことを定めたものであると解することができる。

## (2) 条例第 10 条第 6 号該当性

実施機関は、本件対象文書は、訴訟代理人への委任内容、県の本件訴訟に対する評価・方針、原告の主張に対する県の意見・対応等、本件訴訟に係る被告（県）の関係文書であり、これらの情報を公にした場合には、対立利害関係者が存在するという争訟の性質から、適正な事務の遂行に重大な支障が生じることが想定され、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあると主張する。

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、まず、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 のうち訴訟代理委任契約書（案）については、県と訴訟代理人である弁護士との間の委任契約の内容や契約方法等が記載されており、これらが公にされれば、県の本件訴訟への対処方針の一端が明らかになることは否定できない。

また、本件対象文書 2 には、訴訟代理人弁護士を選定した理由が記載されており、これについても、公にされれば、県の訴訟代理人選定の方針が明らかになる。

さらに、本件対象文書 3 は、全体にわたって、県と訴訟代理人弁護士との契約内容に係る交渉内容や本件訴訟における県の主張方針等の手の内が記載されており、公にされれば、県の本件訴訟における主張・立証あるいは反論の手段が制約されることが考えられる。

したがって、これらの情報が公にされれば、県の訴訟における一方当事者としての地位が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第 10 条第 6 号に該当すると認められ、実施機関が不開示としたことは妥当である。

しかしながら、本件対象文書 2 のうち上記以外の部分については、形式的な記載であり、県の訴訟の対処方針とまでは言えないため、条例第 10 条第 6 号に該当するとは認められない。

### 3 条例第 10 条第 3 号（事業活動情報）該当性について

#### (1) 条例第 10 条第 3 号の趣旨等

条例第 10 条第 3 号は、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示とすることを規定している。

これは、法人や個人の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、開示することにより、事業を行う者の権利や適正な競争秩序が阻害されるような情報は、不開示とすることを定めたものである。

#### (2) 条例第 10 条第 3 号該当性

実施機関は、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 に含まれる弁護士報酬について、平成 16 年 4 月 1 日以降、弁護士報酬基準が廃止され、個々の弁護士が依頼主との協議により自由に報酬額を決めることができるようになったことから、競合している弁護士相互間において、また、各弁護士が依頼を受けることがある第三者との関係において重要な情報となり、これを開示した場合、当該弁護士の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして、条例第 10 条第 3 号に該当すると主張する。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 の中に弁護士費用（着手金及び成功報酬の予定額で、それらの合計額が推認される記載を含む。以下同じ。）が含まれている。

実施機関が主張するように、弁護士報酬については、以前は弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）の規定により弁護士会の会則で定めることとしていたが、同法の改正により、平成 16 年 4 月 1 日から、報酬規定は会則の必要記載事項から削除された。これに伴い、弁護士報酬は事件の内容、難易度、解決に当たっての弁護士の貢献度、これらに対する依頼者の評価、依頼者の資力等の事情を勘案して決定されることとなった。

このことを前提とすると、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 に記載された弁護士費用は、当該弁護士にとってその経営方針等を反映した機微な情報であり、公にすると、当該弁護士の今後の受任契約に影響を及ぼし、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、弁護士費用が記載された部分については、条例第 10 条第 3 号に該当すると認められるため、実施機関が不開示としたことは妥当である。

### 4 条例第 10 条第 2 号（個人情報）該当性について

#### (1) 条例第 10 条第 2 号の趣旨等

条例第 10 条第 2 号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示とすべき情報として規定している。

ただし、同号ただし書イ、ロ又はハに該当すれば、例外的に開示すべきと

されており、同号ただし書イでは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を、同号ただし書ロでは、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を、同号ただし書ハでは、「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を開示することとしている。

## (2) 条例第 10 条第 2 号該当性

実施機関は、本件対象文書 2 には訴訟代理人弁護士の略歴が含まれており、これらは条例第 10 条第 2 号に定める不開示情報に該当すると主張する。

しかしながら、略歴に記載された弁護士の氏名及び事務所の項目は、弁護士の事業を営む個人としての情報であって、事業を営む個人の当該事業に関する情報は条例第 10 条第 2 号の適用が除外されており、条例第 10 条第 2 号に該当しない。

一方、略歴に記載された上記以外の項目については、弁護士の当該事業に関する情報ではなく、当該弁護士の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、条例第 10 条第 2 号ただし書各号にも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

したがって、略歴中、弁護士の氏名及び事務所の項目を除く部分については、条例第 10 条第 2 号に該当するため、不開示としたことは妥当であるが、弁護士の氏名及び事務所の項目については開示すべきである。

なお、本件対象文書 1 及び本件対象文書 2 には、原告の氏名及び住所の情報が含まれている。原告の氏名は裁判期日に裁判所に行けば掲示されているが、一般に公にされている情報であるとは言えないため、この部分についても条例第 10 条第 2 号の規定に該当し、不開示とすることが妥当である。

## 5 結論

以上により、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表

文書	不開示とすべき部分
本件対象文書 1	全て
本件対象文書 2	弁護士費用
	弁護士を選定した理由
	訴訟代理委任契約書（案）
	略歴の氏名及び事務所以外の項目並びに原告の氏名及び住所
本件対象文書 3	全て

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
24. 10. 18	・ 諮問を受けた。
24. 10. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
24. 11. 28	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
24. 11. 29	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
24. 12. 19	・ 異議申立人から意見書を収受した。
24. 12. 20	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
25. 5. 23 (平成 25 年度第 2 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
25. 6. 25 (平成 25 年度第 3 回第 1 部会)	・ 実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
25. 7. 23 (平成 25 年度第 4 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
25. 8. 29 (平成 25 年度第 5 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。



参 考

答申に関与した委員（五十音順）

西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
松 本 亮	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授